

令和 6 年度前橋市私立学校結核健康診断補助金交付要項

令和 6 年 6 月 1 日から適用

取扱担当課
前橋市保健所 保健予防課（前橋市保健所 2 階 感染症対策係）
電話 0 2 7 - 2 1 2 - 8 3 4 2（直通）
0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1（内線 8 4 - 2 1 1 8）
電子メールアドレス hokenyobou@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	本市における結核の発生予防及びまん延防止を図るため、補助事業者が実施する結核に係る定期の健康診断事業（以下「結核健康診断」という。）に対して、費用の一部を補助します。
内 容	補助事業者 市内に設置されている大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校の設置者。 ただし、国、都道府県又は市が設置する学校及び就業年限が 1 年未満の学校は対象となりません。 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 役員等が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 役員等が、暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 役員等が、暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 役員等が、暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

内 容	交付の対象となる事業及び経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項に規定する学校の長が令和6年4月から令和7年2月までの期間に行う結核健康診断に係る経費のうち、レントゲン撮影に係る経費。 ただし、交付対象者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法施行令（平成10年政令第420号。）第12条第1項第2号の規定に基づき、入学した年度の学生又は生徒とします。（市内に所在地を置く学校の学生又は生徒に限ります。） 【注】補助事業者が課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者以外のもの）である場合、この補助金に基づき実施する事業の仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。以下同じです。）は、対象外経費です。					
	交付金額	次の(1)と(2)の額を比較して、少ない方の額に3分の2を乗じた額とします。 ただし、交付金額に100円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てとします。 (1) レントゲン撮影の経費の総額 ただし、補助対象事業について寄付金その他の収入がある場合はその額を控除してください。 (2) レントゲン写真の枚数により算出した金額					
	交付金額	<table><tr><td>間接撮影（100mmミラーカメラの場合）</td><td>1枚あたり 506 円×受診人数</td></tr><tr><td>直接撮影（デジタル撮影を含む）の場合</td><td>1枚あたり 1,767 円×受診人数</td></tr></table>		間接撮影（100mmミラーカメラの場合）	1枚あたり 506 円×受診人数	直接撮影（デジタル撮影を含む）の場合	1枚あたり 1,767 円×受診人数
	間接撮影（100mmミラーカメラの場合）	1枚あたり 506 円×受診人数					
直接撮影（デジタル撮影を含む）の場合	1枚あたり 1,767 円×受診人数						
交付条件	1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定兼補助金額確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。						

交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	令和7年2月28日までに、次の書類により申請してください。ただし、事業完了後（レントゲン撮影を実施した医療機関等に、結核健康診断に係る費用を支払うこと。）おおむね60日以内に提出するように努めてください。 なお、代表者印の押印は省略することが可能です。 1 交付申請書兼実績報告書 2 添付書類 (1) 補助事業内容説明書 (2) 収支決算書 (3) 領収書等支払いが確認できる書類の写し (4) 消費税等課税区分届出書 (5) その他参考となる書類 【注】消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、（これに補助率を乗じて得た額を）減額して申請してください。 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定及び確定をし、通知します。
交付申請の手	請求の方法、支払時期等	1 補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 ・補助金交付請求書 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。

続等	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合 超える部分の金額 【注】消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる仕入れに係る消費税等相当額に相当する額を返還しなければなりません。
様式	申請書等の様式	1 交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号） 2 補助事業内容証明書（様式第2号） 3 収支決算書（様式第3号） 4 交付決定兼補助金額確定通知書（様式第4号） 5 補助金交付請求書（様式第5号） 6 消費税等課税区分届出書（様式第6号） 7 消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）